

## 介護保険制度の一部が変わります

### ①施設サービスの利用者負担が変わります。

現在、在宅サービスでは居住費や食費は利用者負担ですが、施設入所の方は介護保険から支払われています。法律の改正により、費用負担を公平にするために施設サービスの居住費・食費が利用者負担となります。

現在

施設サービスの居住費・食費は  
介護保険から支払われています  
施設サービスの利用者負担額は①+②+③



在宅

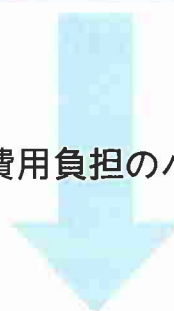


施設

と



の費用負担のバランスをはかるために



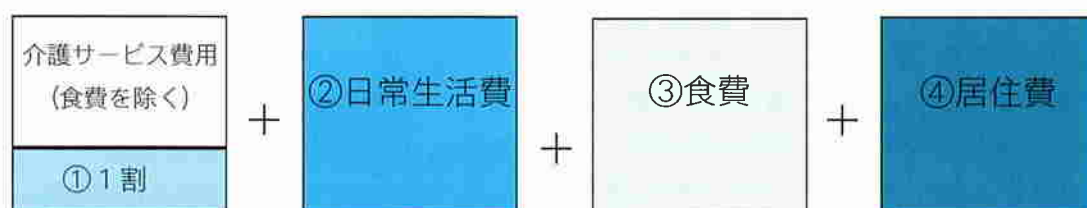
10月  
から

施設サービスの居住費・食費は  
介護保険給付の対象となり、利用者負担となります。

※通所サービス（デイケア・デイサービス）を利用している方は、食費が利用者負担となります。

※短期入所生活介護（特養のショート利用）、短期入所療養介護（老健のショート利用）における居住費と食費も利用者負担となります。

施設サービスの利用者負担額は①+②+③+④



◎所得の低い方は、負担が軽減されます。

○お問い合わせ先

保健福祉センターなわ福祉保健課

TEL 0859-54-5207

大山支所福祉課

TEL 0859-53-3136

中山支所福祉課

TEL 0858-58-6112